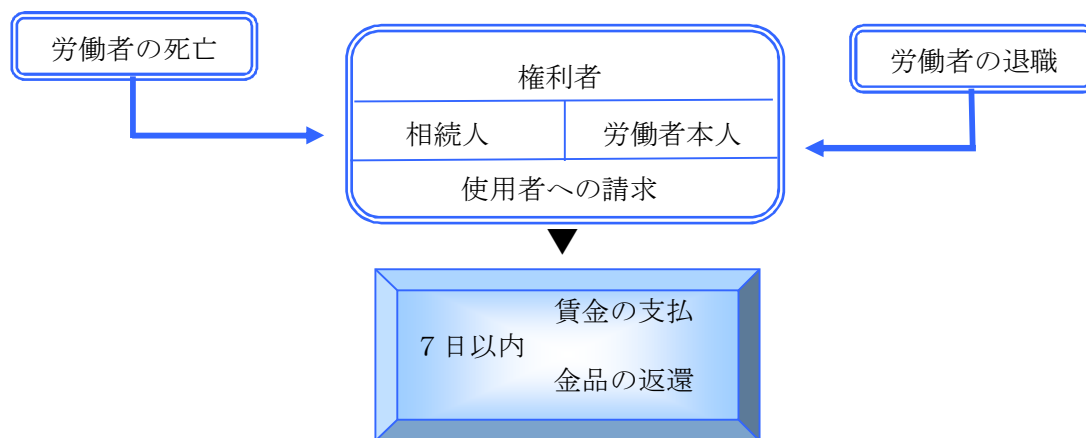


金品の返還（法第23条）

労働者の死亡又は退職の場合に、権利者から請求があったときには、請求を受けた日から7日以内に、賃金の支払い、積立金、保証金、貯蓄金その他名称の如何を問わず労働者の権利に属する金品を返還しなければなりません。

なお、賃金又は金品に関して争いがある場合には、異議のない部分を、その期間中に支払い、又は返還しなければなりません。



■権利者

退職の場合は本人、死亡の場合は相続人をいい、金銭貸借関係にある債権者は含みません。

なお、請求者が権利者であるかどうか疑わしい場合には、戸籍謄本などにより権利者であることを証明してもらうことが大切です。不注意で権利者でない者に支払った場合に、正当な権利者から請求があったときは二重の支払をしなければならないことになります。

また、法定相続人は1人とは限りません。むしろ、民法の分割相続の原則から2人以上の場合の方が多くみられます。委任状のない相続人に支払った場合は後で困難な問題が起こることもありますので注意が必要です。

■賃金

ここでは未払いの賃金をいいます。また、労働協約や就業規則などであらかじめ支給条件が定められている退職者を含みます。

■権利に属する金品

積立金、保証金、財蓄金のほか、労働者の所有権に属する金銭及び物品であって、労働関係に関連して使用者に預け入れ又は保管を依頼したものなどをいいます。

■ 7日以内の賃金の支払

所定支払日が到来しなくても、支払う必要があります。ただし、退職金は労働協約や就業規則などであらかじめ定められた支払期日に支払えばよいとされています。

■ 7日以内の金品の返還

もともと労働者に所有権がある金銭と物品で、労働関係に関連して使用者が預り、又は保管していたものを返す必要があります。

■ 労使間に争いがあるとき

賃金又は金品について、その有無、額等に争いがある場合には、異議のない部分についてのみ7日以内に支払い・返還をする必要があります。